

意見書

この意見書は、令和2年10月16日に全会一致で可決された後、関係官庁等へ送付しました。



※意見書とは、市だけの努力では解決できない公共の利益に関する問題について、市議会の意思をまとめて国や県に要望するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、令和2年度はもとより令和3年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体では、医療・介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財源不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理・合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

防災・減災、国土強靱化等の取組の充実・強化を求める意見書

近年、全国各地で豪雨や地震等による大規模自然災害が頻発し、甚大な被害が発生している。

令和2年7月豪雨では、全国の広い範囲で記録的な大雨となり、河川堤防の決壊等による浸水被害や土砂災害等が発生し、多くの尊い命が犠牲となった。

このような大災害は、もはやどこで起こっても不思議ではなく、過去に大水害のあった一級河川狩野川や浸水被害に悩まされてきた二級河川沼川、さらに伊豆半島や愛鷹山など火山性の脆弱な山々や、加えて南海トラフ地震等による津波など様々な自然災害リスクを抱える本市においても、他人事ではない重大事である。

気候変動の影響により頻発化・激甚化する風水害や大規模地震等の自然災害に対応していくためには、国、県及び市町が一体となって、防災・減災、国土強靱化の取組をさらなるスピード感を持って進めていくことが求められる。

このため、国においては、地方公共団体が防災・減災、国土強靱化等の取組を計画的・安定的に進められるよう、下記の事項について措置されることを強く要望する。

記

- 1 災害から国民の命と暮らしを守り、防災・減災が主流となる社会を構築するため、抜本的かつ総合的な防災・減災対策の仕組みを早急に確立すること。
- 2 防災・減災、国土強靱化等に資する社会資本整備を推進するため、補助採択基準の緩和や補助率の引上げなど国庫補助制度の拡充を図るとともに、必要な予算を安定的・持続的に確保し、地方負担分については地方財政措置の拡充を図ること。
- 3 令和2年度が最終年度となる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について、対象事業及び財政措置を拡充した上で同様の施策を継続すること。
- 4 今後、想定される南海トラフ巨大地震等の大規模な災害に備え、広域幹線道路の整備を強力に推進し、ルートの多重化も踏まえた災害に強い緊急輸送ネットワークの構築を図ること。
- 5 社会資本整備に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、国の地方支分部局に必要な人員体制の維持・充実を図ること。